

## 士別地方消防事務組合障がい者活躍推進計画

機 関 名	士別地方消防事務組合
任命権者	消防長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>本組合は、職員定数100名の消防事務を共同処理する一部事務組合であり、障害者雇用促進法において、消防吏員は法定雇用率の除外職員であることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>過去には、在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員（以下「中途障がい者」という。）が在籍していた経過はあるが、大きな問題は生じていなかった。また今後、中途障がい者が生じる可能性も考慮し、組織的な体制整備を行う必要がある。</p>
目 標	<p>消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員と掲げられていることから、消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集及び採用を実施することは困難と考えるが、職種や業務内容によっては、障がい者である応募者を念頭においた職員募集を考えていく。</p>
取組内容	<p>①障がい者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>・ 障がい者である職員の相談窓口を設定する。</li> </ul> <p>②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する</li> </ul> <p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口への相談のほか、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>・ 措置に講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担のならない範囲で適切に実施する。</li> </ul>